

(健Ⅱ73F)

平成30年7月9日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

ダニ媒介感染症及び蚊媒介感染症の予防啓発に関する協力依頼について

今般、厚生労働省において、従来、同省ホームページに掲載していた蚊媒介感染症対策のためのポスターに加え、ダニ媒介感染症対策の予防啓発のためのポスターが作成され、同省ホームページに掲載したことから、本会に対して別添の事務連絡がありました。

同事務連絡においては、ダニ媒介感染症については、ダニに咬まれないための予防措置を講じると共に、もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であるとしており、ダニに咬まれた患者が受診した際は、ダニ媒介感染症を念頭に、ダニの処置を含め適切な対応を求めています。

また、蚊媒介感染症を疑う患者を診察した際には、蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第4版）を参考にして対応するよう求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【ダニ媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

【蚊媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 5 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ダニ媒介感染症及び蚊媒介感染症の予防啓発に関する協力依頼について

今般、厚生労働省健康局結核感染症課において、従前より当省ウェブサイトに掲載していた蚊媒介感染症対策のためのポスターに加え、ダニ媒介感染症対策の予防啓発のためのポスターを作成しました。

ダニ媒介感染症については、ダニに咬まれないための予防措置を講じると共に、もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であることを、周知しております。

つきましては、引き続き、ダニに咬まれた患者が受診された際は、ダニ媒介感染症を念頭に、ダニの処置を含め適切な対応をお願いします。なお、蚊媒介感染症を疑う患者を診察した際には、蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第4版）を参考に適切な対応をお願いします。

貴会会員への周知につきまして、御配慮の程お願いします。

【ダニ媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

【蚊媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>